

第5章

アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景—アンチ・ダンピングとは

ダンピングとは、ある商品の輸出向け販売が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われていることを指す。つまり通常の商取引における単なる廉売はダンピングではない。そしてダンピング販売によって、輸出された国の競合する産業が損害を被っていることが正式な調査により明らかになった場合、その国は損害を被っている自国の産業を救済するためアンチ・ダンピング (AD) 措置をとることができる。(注1)

具体的には、ダンピング輸入された産品に対して、国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差 (ダンピング・マージン) を上限とする関税 (AD 税) を賦課する。これにより、ダンピング価格を正常な価格に戻そうとするのである。

なお価格比較の際、「通常の商取引」での国内の販売が行われていない、あるいは国内の販売量が少ない等により、比較可能な国内販売価格が入手できない場合は、第三国への輸出価格または構成価額を用いる。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。同様に輸出価格に信頼性がない場合も、独立した買い手に最初に販売される価格又は当局が決定する合理的な基礎に基づいて価格を決定することができるとされている。

AD 措置は、本来、最恵国待遇の例外措置であり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置 (第7章参照) の発動のように補償を提供したり相手国の対抗措置を受認することが求められないため、必要な要件を満たしていないのに AD 調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持するなどの濫用が目立っている。

このように「ダンピングによる国内産業の損害の除去」という限定的な AD 措置の目的を超えた保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念からウルグアイ・ラウンド交渉においても規律の強化が図られたが、これらの濫用の懸念は引き続き多くの国の関心事となっている。

(注1)

この場合の「損害」とは、①国内産業に対する実質的な損害②国内産業に対する実質的な損害のおそれ③国内産業の確立の実質的な遅延、の3つのうちいずれかを指す。

(2) 法的規律の概要

①国際ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、WTO

協定において、ガット第6条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはウルグアイ・ラウンド交渉の結果、東京ラウンドで合意された「関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（旧AD協定）を改正したものである。

当該改正は、国内企業への被害認定、ダンピング・マージンを算定するために必要な価格やコストを調査する手続が、本来極めて技術的かつ複雑であるのに加え、今日の国際取引の実態に照らすと規定内容が十分詳細でなく、AD措置の濫用傾向が強まっていたことに対応するための改正である。ADに関するWTO協定の具体的概要は、以下の通りである。

(a) ガット上の規定

ADについての国際基本ルールとして、ガット第6条にAD税に関して、次のように定められている。

1 締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能の価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能の最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

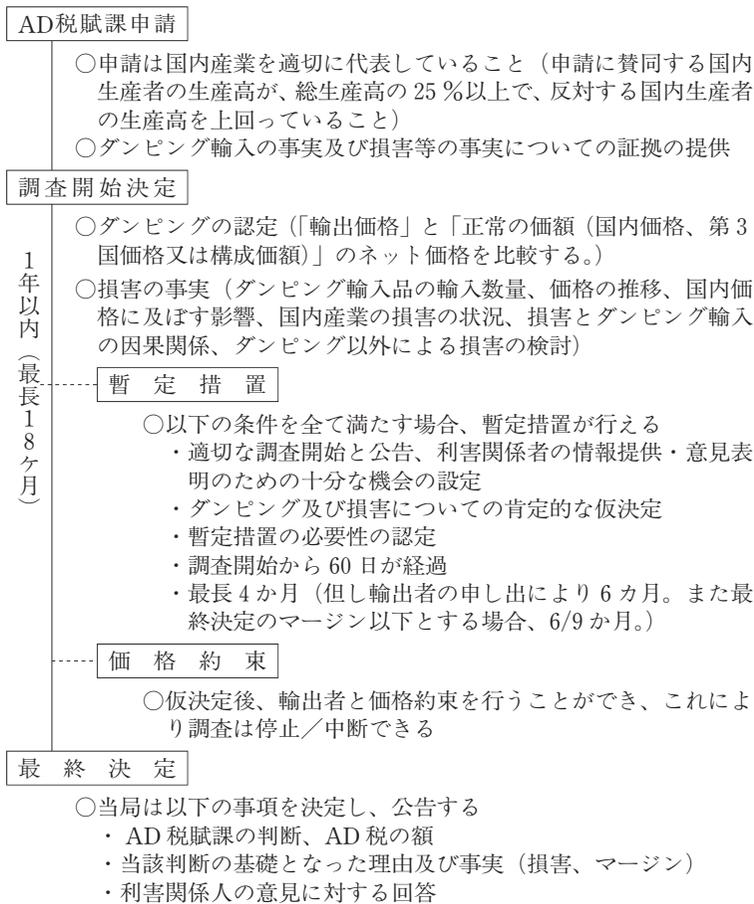
販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 締約国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度をこえない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1の規定に従って決定される価格差をいう。

(b) AD協定

ガット6条の実施協定として「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、いわゆる「AD協定」が定められている。これはケネディ・ラウンド時に制定され、東京ラウンドでの改正、ウルグアイ・ラウンド改正を経て現在に至っている。ウルグアイ・ラウンドでは、東京ラウンド時に合意された旧AD協定で詳細に規定されていなかった国内企業への被害認定の改正、ダンピング・マージンを算定するのに必要な価格やコストを調査する手続き明確化、サンセット条項の新設などがなされた。

現行AD協定はAD措置の申請から発動までを以下のとおり定めている。



② WTO/AD委員会

WTOにおいては、AD措置に関して議論する場として、年2回アンチ・ダンピング委員会（AD委員会）が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

さらに、現在、AD委員会の下に、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回問題非公式会合で、本会合はウルグアイ・ラウンド交渉においても結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題（後述：③参照）について議論を行う場である。もう1つは実施会合（旧名称「アドホック

ク会合」）で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国間の運用の統一を図るための議論を行う場である。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備され、運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会を始めとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めていく必要がある。

また、ガット第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、我が国としては国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネルを通じて問題を解決していくことが必要であると考えられる。

なお従来から、どのような論点においても純

粹にパネルに裁量権を与えるべきとの立場と、WTO体制では紛争解決手続が自動化されることにより紛争解決案件の多発が予想されるので、パネル審理に一定の基準を設定するべきとの立場があった。これを踏まえ、AD協定ではパネルによる事実認定及び法律解釈に関して一定の基準（スタンダード・オブ・レビュー：SOR）が導入された。

SORが紛争解決手続にいかに関適用されるかについては、今後の運用、パネリストにもよる。いずれにせよ、本件は、マラケシュ閣僚宣言において、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定第17条第6項における検討の基準は、その一般的な適用が可能かどうかという問題を検討するために、3年後に見直しを行うこととする」（仮訳）とされているが、未だ検討がなされていない。

③迂回問題

「迂回（Circumvention）」とは、一般的には、ADの課税命令に服すべき者が、その徴税を免れるために、命令が示す課税範囲から「形式的」に外れて、かつ「実質的」には従前に等しい商業活動を維持する場合をさす。

ウルグアイ・ラウンド交渉では、「迂回」を輸入国迂回、第三国迂回及びカントリーホッピング（注2）といった類型に分類し、その防止措置のあり方を規律することが検討された。しかし、関係国間の対立が解けなかったことから最終的には見送られ、閣僚宣言にて今後速やかに統一規則の適用を期待するとして、AD委員会に付託された。本件は長期にわたり交渉を続けたにもかかわらず合意に至らなかったことから、まずは問題解決のアプローチ方法から議論が開始された。その結果、現在では、検討の枠組み（手続及び項目）の合意が成立（1997年4月）し、最初の検討項目である「迂回の定義」

について非公式に実質的協議（AD委員会迂回非公式会合：年2回開催）が行われている（1998年10月～）（注3）。また、2002年2月より開催されているルール交渉会合においても、米国、EU、エジプトから迂回防止に関する提案が出されている。（注4）。

しかし、迂回防止の基本的問題は、既に迂回防止規定を導入しており自らの迂回防止規定を正当化したい米・EU等と、迂回防止措置により正当な投資活動まで規制の対象となり、貿易・投資の流れを萎縮又は歪曲するおそれがあるとして当該措置の導入の在り方に慎重な我が国を始めとする多くの加盟国等との意見の相違にあり、現在まで加盟国間で合意に至っていない。

迂回防止規律の策定にあたっては、企業行動のグローバル化による利点とWTO協定の基本的趣旨を踏まえ、現行AD協定と迂回防止措置のバランスを適切にとっていくことが重要であると考えられ、そのため、今後は貿易実態等の具体的な事例分析を行い、正当な貿易・投資を阻害しないよう、かつ現行AD協定の規律強化を視野に入れ検討していくことが肝要である。一方、実態面では、WTO協定において統一規則が存在しない状況下で、既に迂回防止規定を国内法として持つ国が、仮にガット第6条及びAD協定を逸脱するような措置を講じた場合には、WTOの場で厳正に対処していくことが必要で、引き続き、各国の運用を注視する。

（注2）

各国が主張している迂回の内容は、おおむね以下のように分類される。

- ・虚偽の関税申告などの不正行為
- ・ダンピング対象産品とわずかに異なる産品に切り替えて輸出する（微少変更産品）
- ・ダンピング対象産品の部品を輸入国へ輸出し、輸入国内で組み立てる（輸入国迂回）

- ・ダンピング対象製品の部品を第三国へ輸出し、第三国内で組み立てた後、輸入国へ輸出する（第三国迂回）
- ・ダンピング対象製品を第三国から輸入国へ輸出する（カントリーホッピング）

（注3） AD委員会迂回非公式会合（最近の動き）

「迂回の定義」については、現在まで加盟国間で何ら結論には至らず、2000年5月から、「迂回と考えられる行為に対してどのように対処しているか」について「迂回の定義」と併せて議論が始まった（2001年10月には「現行のWTOルールで何が対応できるか」についても議論を開始することを決定）。

2003年10月に行われた同非公式会合においては、既に迂回防止規律を適用している米国等の実施事例が紹介されたが、同一のAD措置における微妙な変更品迂回調査において、カナダ製製品が迂回認定され、「クロ」決定がなされる一方、我が国製製品は、「シロ」と判断される等、迂回調査実施の難しさが浮き彫りとなった。一部の加盟国から米国等の事例をみる限り、迂回調査に際しては、ケース固有の要素等、ケースバイケースで対応せざるを得ないものが多く、よって、迂回防止のための統一ルールの策定は困難であると評価する声が上がった。

2004年4月に行われた会合では、引き続き前述の米国の実施事例等に関する発言があったが、議論に進展はなかった。また同年10月の会合においては、ニュージーランドより、輸入国迂回の基本的事例（刷毛に対するAD措置後、枝の部分とブラシの部分に分けて輸入された事例）が紹介され、活発な議論が行われた。事例に基づいた議論を行うことにより迂回の問題点や措置の有効性が明らかになるとの声があった一方、迂回は複雑な状況をなしていることから、注意深く議論を行う必要があるとの慎重な姿勢をとる国も多くあり、本件を巡る加盟国の意見の変化は見られなかった。

（注4） ルール交渉における迂回防止規定の議論（最近の動き）

2005年2月のルール交渉非公式会合では、規律策定を求める米国の提案（2003年2月に続き2度目）が出され、ルール交渉の場で具体的に検討を始めるべきとの考えが示された。しかしながら、AD委員会迂回非公式会合における議論同様、各国の意見の隔たりは依然として大きいという状況である。

（3） 最近の動向

AD措置の発動は、従来から米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD制度を整備している国は先進国が多いという事情もあった。しかし近年、これらの先進国のみならず、ブラジル、中国、韓国、南アフリカ、インドなどをはじめとする開発途上国による発動が増加していることが注目される。（図表5-1参照）。

近年AD措置の発動が増加したこれらの国については、AD調査の手続や方法がAD協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。また、全体としてAD提訴自体が増加していく傾向にも注意を払う必要がある。

＜図表5-1＞ 主要国のAD措置の調査開始件数の推移

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
米 国	82	32	48	14	22	15	36	47	47	76	35	37
E U	42	21	43	33	25	41	22	65	32	29	20	7
カ ナ ダ	46	25	2	11	5	14	8	18	21	25	5	15
豪 州	71	59	15	5	17	42	13	24	15	23	16	8
アルゼンティン	14	28	17	27	22	15	8	24	45	26	14	1
ブ ラ ジ ル	9	35	9	5	18	11	18	16	11	17	9	4
韓 国	5	5	4	4	13	15	3	6	2	4	9	18
イ ン ド	8	0	7	6	21	13	27	65	41	79	81	46
中 国	NA	0	6	14	30	22						
南 ア フ リ カ	0	0	16	16	33	23	41	16	21	6	4	8
インドネシア	0	0	0	0	11	5	8	8	3	4	4	12
メ キ シ コ	26	71	22	4	4	6	12	11	7	5	10	14
ペ ル ー	0	0	3	2	7	2	3	8	1	8	12	5
エ ジ プ ト	0	0	0	0	0	7	12	5	1	7	3	1
ト ル コ	0	7	21	0	0	4	1	8	7	15	18	11
ヴェネズエラ	0	3	0	3	2	6	10	7	1	1	1	0
日 本	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
そ の 他	22	15	14	26	23	21	29	14	31	23	40	22
合 計	325	302	229	157	224	243	254	355	288	347	309	231

(出典) WTO 文書

＜図表5-2＞ 対日AD税賦課件数(2005年1月末現在)

米国	EU	カナダ	豪州	韓国	中国	台湾	インド
32	6	2	2	7	11	2	13
タイ	インドネシア	マレーシア	メキシコ	ブラジル	ベネズエラ	アルゼンティン	エジプト
2	0	1	1	1	2	2	1

(注) 価格約束を含む

(4) 経済的視点及び意義

AD措置はガット・WTO上の特別の措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでの幾度のラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本などの主要国における鉱工業品に対する平均関税率は5%未満まで低下してきたことへの反動の一つとして、米国、EU等でAD措置が多発され、米国、EU、カナダにおける平均したAD税率は30%台～40%台にもなっている。(AD税率はケースや対象企業によっても異なる。)このため、一度AD措置が発動されると、対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり(貿

易冷却効果)、被提訴者及び関連産業へ甚大な影響を与えることとなる。

①調査の開始による影響

AD措置はその調査開始のみで、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD調査により、将来AD税が課税されるおそれが生じるため、輸出先企業等の輸入意欲を阻害することとなるのである。

また、いったんAD調査が開始されると、被提訴者は短期間に当局が要求する質問状に回答しなければならず、多大な労力と時間、そして多額の費用、特に弁護士費用(数千万円～億円単位)が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。この

ように AD 調査は措置のいかんにかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。これらを考慮すると、調査の開始に当たっては、十分に証拠を検討した上で、慎重に調査の開始を決定する必要がある。

さらに、当局の調査に対する回答の負担が大きいことから、部分的に、場合によっては全体的に回答を放棄するケースがしばしばみられる。こうした場合、ファクツ・アベイラブル(ベスト・インフォメーション・アベイラブル(BIA))と呼ばれる場合もある)が適用されることになる。

このファクツ・アベイラブルとは、被提訴企業が回答を提出しない、または検証で立証ができない場合に、調査当局が収集した資料のみで計算を行うことをいう。ファクツ・アベイラブル自体は AD 協定にも明記されており (AD 協定第 6 条第 8 項)、被提訴企業が、回答が十分可能であったにもかかわらず、自らの判断で回答しなかった場合は当然適用すべきものである。しかしながら、前述のように、あまりにも不必要に微にいり細にわたる回答を求められ、過大な負担のため、回答を放棄せざるを得ない状況に追い込まれるというのは問題である。厳正な調査を行うために詳細なデータを収集しようとするあまり、逆にファクツ・アベイラブルを適用せざるを得ない状況となるというのは本末転倒であり、また AD 協定第 6 条第 13 項にいうところの「情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、実行可能な援助を行う」ことに反することとなる。この点については、例えば米国法も、AD 協定を受け、提訴者の主張を採用する場合は、他の情報と照合すべき旨規定されており、今後の運用が注目される。

②通常の商慣行への影響

AD 措置は、また、通常の市場慣行を踏まえた企業戦略にも悪影響を及ぼすことがある。まず、ハイテク製品の導入時における価格設定に際しては、フォワード・プライシング (注 5) という商慣行が広く採用されている。しかし、このような商慣行を考慮する規定が旧 AD 協定になかったことから、製品サイクルの初期に AD 調査が行われると、もともとコストと比べ低めに価格を設定しているため、この販売は原価割れ販売である (通常の商取引ではない) と認定される。この場合、国内販売価格が使用できず、構成価額と輸出価格を比較する方法でダンピング計算が行われ、高いダンピング・マージンが算定されることになる。

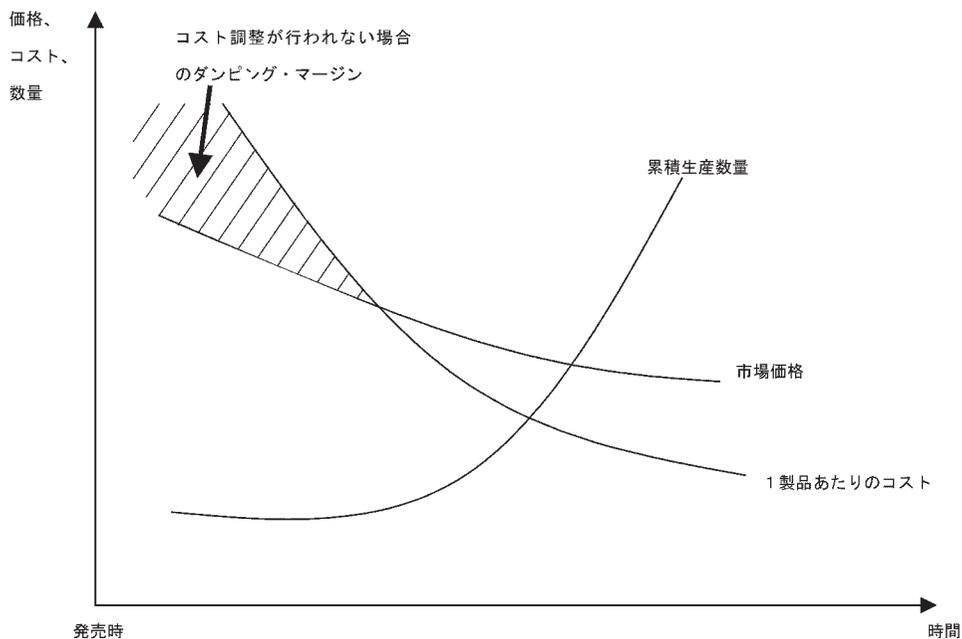
AD 協定改正後は、スタートアップ時期のコスト調整に関する規定が導入され、調査対象期間または調査期間におけるコストの低下を反映させて、コスト割れ販売か否かの認定を行うこととなったので、本問題についてはある程度の改善が期待できることとなったが、これが各国の運用に実際に反映されるか引き続き注視する必要がある。

他方、将来の長期的なコスト低下については、調査段階で被提訴者の申し立てるコスト低下の「見込み」をそのまま採用するわけにはいかないことも事実である。このため、このような未実現の「見込み」を AD 措置の運用に反映させるための合理的な手法について今後とも検討を続けていく必要がある。

(注 5)

フォワード・プライシングとは、生産技術の習熟効果が著しいハイテク製品などの場合、近い将来の急激なコストダウンを前提に、販売開始段階の価格をその時点におけるコストと比べ低めに設定する価格政策をいう。この結果、市場での受け入れスピ

<図表5-3> ハイテク製品のコスト



ードが高まるのみならず、短期間で安定的な利益の確保も可能となる。これらのハイテク産業では、新型製品を開発するのに巨額の費用がかかったとしても累積生産量の増大に伴って生産効率が大幅に向上することから、生産性が拡大するにつれてコストは大幅に低下する。これを見込んで、これらの産業では初期のコストを大きく下回る価格設定を行う。(図表5-3参照)。

次に、鉄鋼を始めとする装置型の素材産業では、固定経費については長期にわたって回収することを前提に価格設定を行うのが通例となっている。これは、景気変動のサイクルによる生産量の増減に伴い、主として単位当たりの固定経費が大きく変化するためである。しかし、販売価格は基本的には市場の需給によって決まるものであり、メーカーがコストに応じて販売価格を決められるわけではない。特に、生産量の低下で単位当たりの固定費が上昇する不況期に価格を引き上げることは困難である。

にもかかわらず、米国では、鉄鋼等の中間材について、長期的なコスト回収の可能性を考慮せずに、調査対象となる1年間だけの生産量に基づいた単位当たりの固定費を計算し、原価割れ販売を認定している。米国は1974年以来、上記の運用を行っているが、これは製品サイクル、景気サイクルを無視した取扱いであるとして批判がなされてきており、米国裁判所からも短い調査対象期間中のデータだけを使用することに批判的な判決が出されている。

この点については、EUにおいても、米国と同様の問題があった。ウルグアイ・ラウンド交渉では、景気変動によるコスト割れ販売の扱いが重要な交渉項目の一つであったが調整はつかず、本件の扱いに関する規定はAD協定には盛り込まれなかった。他方コスト割れ販売の認定基準が規定され、コスト割れ販売か否かの判断をする際に、合理的な期間内のコスト回収の可能性を考慮することになったので、その際、このような通常の商慣行について十分に配慮され

るべきである。

③技術革新への影響（AD 課税対象製品の不当な拡大）

AD 税は、AD 調査によってダンピングと認定された製品についてのみ課税されるものである。しかし、対象製品の範囲の定め方によっては、本来異なる製品に対してダンピング及びそれによる損害の事実を調査することなく AD 税を課すことになりかねない。特に、非常に曖昧な表現によって AD 調査対象製品が定義される場合については、将来開発されるであろう、また開発される可能性のある製品等についても十分考慮の上、「現在」損害を被っている（と提訴者が主張している）製品以上に定義が拡大される余地を残さないよう注意する必要がある（いわゆる同種の製品への不当な課税拡大の防止）。

事実当初調査時に存在しなかった次世代商品に対しても拡大適用がなされている事例がある。このように製品の性格が大きく異なる場合には、用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否かを改めて検討すべきであり、新たな調査なしに既存の AD 課税を拡大適用することには明らかな問題がある。この点については、今後各国の適正な運用が強く期待される。

対象製品の範囲が同種の製品ということで不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えられ考えられる。このことは特にエレクトロニクスに代表されるハイテク分野に当てはまる。このような観点からは、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないように、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

④生産活動のグローバル化への影響

近年、経済のグローバル化に伴い、輸出先やコストの安い発展途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで輸出によって供給されていた製品に AD 税が賦課されていた場合には、当該生産移転が AD 課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲するおそれも大きい。

⑤まとめ

上述のように、AD 措置の濫用は、数量面に悪影響を及ぼすのみならず、企業活動のあらゆる面にマイナスの影響を与える危険性の強いものである。また、濫用であっても、表面上は WTO 協定上認められた措置として発動されるため、国内の保護的圧力は高く、輸入国としても発動に対する抵抗が弱くなりがちである。しかしながら、恣意的な AD 措置の発動により最も大きな損害を被るのは、しばしば輸入国のユーザー産業及び消費者であることにも留意しなければならない。

(5) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国における AD 協定に対応する法規としては、関税率法第 8 条、不当廉売関税に関する政令、相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの 3 つがある。ダンピング輸出によって損害が生じている旨の提訴が我が国産業からあった場合、これらの法規により厳正に対処することとなっている。

我が国においては、1991 年に至るまでに 3 件の AD 提訴が国内産業から行われたが、いずれも調査開始に至る前に提訴が取り下げられた。しかしながら、1991 年 10 月に行われた中国、南アフリカ及びノルウェーの 3 か国からのフェロ

シリコマンガンの輸入に対する AD 提訴については、十分な証拠があると認められ、同年 11 月に我が国初の正式調査が開始された。このうち中国の輸出者については、ダンピングの事実及びそれによる損害の事実及びその因果関係が認められ、1993 年 1 月、AD 税が賦課された(中国輸出者のうち 2 社については政府と「価格約束」を締結したことから、いずれも AD 税を課さないことが決定された)。なお、当該措置は、1998 年 1 月 31 日をもって 5 年間の発動期間を終了した。

また、1993 年 12 月には、パキスタンからの綿糸の輸入について AD 提訴が行われ、1994 年 2

月に調査が開始された。1 年半の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、1995 年 8 月、AD 税の賦課が開始され、当該措置は、2000 年 7 月 31 日をもって 5 年間の発動期間を終了した。

2001 年 2 月には、韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の一部について AD 提訴が行われ、同年 4 月に調査が開始され、1 年 3 か月の調査の結果、ダンピングにより損害を引き起こした事実が認められたことから、2002 年 7 月 26 日より AD 税が賦課されることとなった(当該措置は、2007 年 6 月 30 日までの 5 年間)。(図表 5—4 参照)。

<図表 5—4> 韓国及び台湾からのポリエステル短繊維の AD 税賦課について

<経緯>	
2001 年 2 月 28 日	AD 税の賦課申請受理 (申請者は本邦生産者 5 社)
4 月 23 日	政府調査を開始
2002 年 7 月 19 日	調査終了
7 月 26 日	AD 税の賦課開始 (2007 年 6 月 30 日までの 5 年間)
<AD 税率>	
(韓国)	
4 社	: 課税せず
1 社	: 6.0 %
その他	: 13.5 %
(台湾)	
全 社	: 10.3 %

(6) WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、アンチ・ダンピングに関して WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がなされた紛争は、我が国が要請した 5 件を含め全体で 59 件になる。この内、28 件についてパネルが設置され、現在までにパネル報告書が採択された案件は 8 件である。また、パネル報告書を不服として上級委員会に上訴した案件は 12 件で、全ての案件について上級委員会報告書が採択されている。(2005 年 1 月末時点、図表 5—5 参照)

<図表5-5> WTO 発足以降の AD 措置に関する紛争案件 (2005年1月末現在)

DS 番号	協議要請日	申立国	被申立国	対象品目	現 状
23	1995.12. 5	メキシコ	ベネズエラ	油井管	協議
49	1996. 7. 1	メキシコ	米国	トマト	協議
60	1996.10.15	メキシコ	グアテマラ	セメント	終了 (上級委)
63	1996.11.28	EU	米国	旧東ドイツ産固形尿素	協議
89	1997. 7.10	韓国	米国	カラーテレビ	終了 (撤回)
99	1997. 8.14	韓国	米国	半導体 (DRAM)	終了 (パネル)
101	1997. 9. 4	米国	メキシコ	高果糖コーンシロップ	協議
119	1998. 2.20	スイス	豪州	コート紙	終了 (合意)
122	1998. 4. 6	ポーランド	タイ	H 形鋼	終了 (上級委)
132	1998. 5. 8	米国	メキシコ	高果糖コーンシロップ	終了 (パネル)
136	1998. 6. 9	EU	米国	1916 年 AD 法	終了 (上級委)
140	1998. 8. 3	インド	EU	無漂白綿布	協議
141	1998. 8. 3	インド	EU	ベッド・リネン	終了 (上級委)
156	1999. 1. 5	メキシコ	グアテマラ	セメント	終了 (パネル)
157	1999. 1.14	EU	アルゼンチン	イタリア製ドリル歯	協議
162	1999. 2.10	日本	米国	1916 年 AD 法	終了 (上級委)
168	1999. 4. 1	インド	南アフリカ	薬品	協議
179	1999. 7.30	韓国	米国	ステンレス鋼板	終了 (パネル)
182	1999.10. 5	メキシコ	エクアドル	セメント	協議
184	1999.11.18	日本	米国	熱延鋼板	終了 (上級委)
185	1999.11.18	コスタリカ	トリニダード・トバゴ	パスタ	協議
187	2000. 1.17	コスタリカ	トリニダード・トバゴ	マカロニ&スパゲッティ	協議
189	2000. 1.26	EU	アルゼンチン	イタリア製セラミックタイル	終了 (パネル)
191	2000. 3.15	メキシコ	エクアドル	セメント	協議
203	2000. 7.10	米国	メキシコ	豚	協議
206	2000.10. 4	インド	米国	鉄鋼厚板	終了 (パネル)
208	2000.10. 9	ブラジル	トルコ	鉄管継手	協議
211	2000.11. 6	トルコ	エジプト	鉄筋用棒鋼	終了 (パネル)
215	2000.12.15	韓国	フィリピン	ポリプロピレン樹脂	協議
216	2000.12.15	ブラジル	メキシコ	電気変圧器	協議
217	2000.12.21	日本他 8 国	米国	バード修正条項	終了 (上級委)
219	2000.12.21	ブラジル	EU	可鍛鉄管継手	終了 (上級委)
221	2000. 1.17	カナダ	米国	米国ウルグアイラウンド実施法第 129 条(C)(1)	終了 (パネル)
225	2001. 2. 5	EU	米国	シームレスパイプ	終了 (撤回)
229	2001. 4. 9	インド	ブラジル	籐製靴	協議
234	2001. 5.21	カナダ・メキシコ	米国	バード修正条項	終了 (上級委)
239	2001.11. 1	ブラジル	米国	シリコンメタル	協議

第II部 国際ルールと主要ケース

DS 番号	協議要請日	申立国	被申立国	対象品目	現 状
241	2001.11.7	ブラジル	アルゼンチン	家禽	終了 (パネル)
244	2002.1.30	日本	米国	表面処理鋼板サンセット・レビュー	終了 (上級委)
247/264	2002.09.19 2002.03.12	カナダ	米国	ソフトウッドランバー	終了 (上級委)
262	2002.07.30	EU	米国	鉄鋼鋼板	協議
268	2002.10.10	アルゼンチン	米国	油井管	終了 (上級委)
272	2002.10.28	アルゼンチン	ペルー	植物油	協議
277	2003.07.01	カナダ	米国	ソフトウッドランバー (ITC 調査)	終了 (パネル)
281	2003.02.11	メキシコ	米国	セメント	パネル
282	2003.02.26	メキシコ	米国	油井管	パネル
288	2003.04.15	トルコ	南ア	毛布	パネル
294	2003.06.19	EC	米国	ダンピング・マージン計 算方法 (ゼロイング)	パネル
295	2003.06.23	米国	メキシコ	牛肉と米	パネル
304	2003.12.11	EC	インド	AD 措置	協議
306	2004.02.02	バングラディ ッシュ	インド	電池	協議
310	2004.04.15	カナダ	米国	小麦	協議
312	2004.06.10	インドネシア	韓国	紙	パネル
313	2004.07.08	インド	EU	鉄鋼製品	協議
318	2004.11.01	台湾	インド	アクリル繊維等	協議
319	2004.11.09	EU	米国	1930 年関税法	協議
322	2004.11.29	日本	米国	ゼロイング及びサンセッ トレビュー	協議
324	2004.12.14	タイ	米国	エビ	協議
325	2005.01.10	メキシコ	米国	鉄鋼	協議
325	2005.01.10	メキシコ	米国	鉄鋼	協議